

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	生活保護関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

生活保護関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

## 評価実施機関名

甲府市長

## 公表日

令和5年11月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活保護について、以下の事務を行う。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の措置に関すること。 (2) 医療券交付及び統計に関すること。 (3) 中国残留邦人等への支援に関すること。 (4) 保護施設に関すること。 (5) 指定医療機関等に関すること。</p> <p>(1)については、医療扶助オンライン資格確認も含み、次の事務を行う。</p> <p>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の登録を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。(※) ※甲府市が社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。</p>
③システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 自治体中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第15号 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第15条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 同法別表第2第26号 主務省令第19条  (情報提供) 番号法第19条第8号 同法別表第2第 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,49,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120号 主務省令第8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,25,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,58,59の2の2,59 の3の各条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 福祉保健部生活福祉課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 福祉保健部生活福祉課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	土屋 光秋	西海 信介	事後	
平成29年5月22日	I 7. 請求先	福祉部	福祉保健部	事後	
平成29年5月22日	I 8. 連絡先	福祉部	福祉保健部	事後	
平成31年2月4日	I 2. 特定個人情報ファイル名	受給者情報ファイル	被保護者ファイル	事後	
平成31年2月4日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二の9,10,14,16,24,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条	(情報照会) 番号法第19条第7号 同法別表第2第26号 主務省令第19条  (情報提供) 番号法第19条第7号 同法別表第2第9,10,14,16,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119号 主務省令第8,9,11,12,17,19,20,21,22,24,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2の各条	事後	
平成31年2月4日	I 5. ②所属長の役職名	西海 信介	生活福祉課長	事後	
令和3年11月15日	I-4-②	番号法第19条第7号 同法別表第2第26号	番号法第19条第8号 同法別表第2第26号	事後	
令和3年11月15日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月15日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月15日	I 1. ②事務の概要	・生活保護法に基づき、生活保護について、以下の事務を行う。  (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の措置に関すること。 (2) 救護施設「光風寮」に関すること。 (3) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者の取扱いに関すること。 (4) ホームレスに関すること。 (5) 引揚者等に関すること。 (6) 生活保護法に該当しない生活困窮者に対する支援(法外扶助)に関すること。 (7) 災害援護に関すること。 (8) 医療券交付及び統計に関すること。 (9) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 (10) 中国残留邦人等への支援に関すること。	・生活保護法に基づき、生活保護について、以下の事務を行う。  (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の措置に関すること。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者の取扱いに関すること。 (3) ホームレスに関すること。 (4) 引揚者等に関すること。 (5) 法外扶助に関すること。 (6) 災害援護に関すること。 (7) 医療券交付及び統計に関すること。 (8) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 (9) 中国残留邦人等への支援に関すること。 (10) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)による支援に関すること。 (11) 保護施設に関すること。 (12) 指定医療機関等に関すること。 (13) 無料低額診療事業等に関すること。	事後	
令和5年7月26日	I 1. ②事務の概要	・生活保護法に基づき、生活保護について、以下の事務を行う。  (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の措置に関すること。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者の取扱いに関すること。 (3) ホームレスに関すること。 (4) 引揚者等に関すること。 (5) 法外扶助に関すること。 (6) 災害援護に関すること。 (7) 医療券交付及び統計に関すること。 (8) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 (9) 中国残留邦人等への支援に関すること。 (10) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)による支援に関すること。 (11) 保護施設に関すること。 (12) 指定医療機関等に関すること。 (13) 無料低額診療事業等に関すること。	・生活保護法に基づき、生活保護について、以下の事務を行う。  (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の措置に関すること。 (2) 医療券交付及び統計に関すること。 (3) 中国残留邦人等への支援に関すること。 (4) 保護施設に関すること。 (5) 指定医療機関等に関すること。	事後	
令和5年7月26日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 同法別表第2第9,10,14,16,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120号 主務省令第8,9,11,12,17,19,20,21,22,24,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,58,59の2の各条	(情報提供) 番号法第19条第7号 同法別表第2第9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,49,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120号 主務省令第8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,25,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,58,59の2の2,59の3の各条	事後	
令和5年7月26日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年4月1日	事後	
令和5年7月26日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月8日	I 1. ②事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活保護について、以下の事務を行う。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の措置に関すること。  (2) 医療券交付及び統計に関すること。  (3) 中国残留邦人等への支援に関すること。  (4) 保護施設に関すること。  (5) 指定医療機関等に関すること。</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活保護について、以下の事務を行う。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の措置に関すること。  (2) 医療券交付及び統計に関すること。  (3) 中国残留邦人等への支援に関すること。  (4) 保護施設に関すること。  (5) 指定医療機関等に関すること。</p> <p>(1)については、医療扶助オンライン資格確認も含み、以下の事務を行う。</p> <p>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の登録を行う。  ・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。(※)  ・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。(※)  ・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。(※)  ※甲府市が社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。</p>	事後	
令和5年11月8日	I 1. ③システムの名称	<p>生活保護システム  団体内統合宛名システム  中間サーバ</p>	<p>生活保護システム  団体内統合宛名システム  中間サーバー  医療保険者等向け中間サーバー等</p>	事後	